

領収書 (労働保険 国庫金)

※ 取 扱 庁 名 ※ 取 扱 庁 番 号

労働保険特別会計 厚生労働省 ※ 年度

労働保険特別会計 番号

※ 令和年度(元号:令和は9) ※ 確定拠出番号(令和は9)

※ 令和年度(元号:令和は9) ※ 確定拠出番号(令和は9)

※ 令和年度(元号:令和は9) ※ 確定拠出番号(令和は9)

納入告知書発行年月日 令和 年 月 日 ※ 収納区分

令和 年 月 日 ※ 収納区分

令和 年 月 日 ※ 収納区分

納付期限 令和 年 月 日

延滞金の計算方法
労働保険の保険料の徴収等に因する法律第28条、附則第12条
石棉による健康被害の救済に関する法律第38条

(住所) 〒

(氏名)

取 扱 者

種 別	令和 年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度	
	千	百	千	百	千	百	千	百
収入								
支出								
繰入金								
繰出金								
延滞金								
納付額 (合計額)								

上記の合計額を額面しました。
領 取 日 付 等

納付の目的 年度一括拠出金、連徴金、延滞金

翌年度5月1日以降 組 入 入 組 入

現 年 度 組 入

(取付欄専用)

納入告知書・領収証書 (労働保険) (国庫金)

※ 取扱 役 庁 名 ※ 取扱 役 庁 番 号

労働保険特別会社 〒 所 県 市 年 度

労働保険 番号

※ CD ※ 証券受領

※ 納付者 ※ 全額

※ 納付者 (令和は) ※ 納付者 (令和は)

※ 納付者 (令和は) ※ 納付者 (令和は)

右のとおり納付して下さい。 ※ 取扱 役 庁 番 号

令和 年 月 日 円

納付期限 年 月 日

労働局労働保険特別会計 歳入徴収官

(住所) 〒

(氏名)

殿

延滞金の計算方法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、附則第12条
右欄による標準標準の徴収に関する法律第38条

種 別	数量 (単位)				単 位	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
	納付金	延滞金	滞り金	滞り金								
納付金												
延滞金												
滞り金												
滞り金												
納付金 (合計額)												

納付の場所 日本銀行 (本店・支店・代理店又は輸入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の目的 年度一括納付金、滞り金、延滞金

翌年度5月1日以降 現 年 度 入 組 入

上記の各計算を領収しました。
領 収 日 付 等

(納付者渡し)

注意事項

- 1 ※印のついた欄は記載しないで下さい。
- 2 納付額を記入するときは、必ずその前に「¥」記号を付して下さい。
- 3 延滞金は、一般拠出金が1,000円以上の場合において、督促状の送付を受け、その指定期限までに完納されなかったときは、納付を要します。
延滞金の額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、同法附則第12条及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条の計算方法（元本金額×延滞金利率×納期限の翌日から納付日の前日までの日数÷365）により計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
- 4 延滞金を支払わなければならない場合において領収した金額が一般拠出金、追徴金及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収した金額を一般拠出金、追徴金及び延滞金の順に充当します。
- 5 この納入告知書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。

備考

- 1 用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 別紙第4号書式の備考4、14及び15は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
- 4 住所氏名欄は、左端から4.3cm上端から5.5cmの部分に縦4.7cm、横8cmの大きさで設けること。
- 5 納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。